

## 「やまぐち森林づくり県民税」第5期対策（案）に対する パブリック・コメント（県民意見の募集）の実施結果について

### 1 意見の募集期間

令和6年12月17日（火）から令和7年1月16日（木）まで

### 2 寄せられた意見

3人 16件

### 3 意見の内容と県の考え方

#### 【制度の是非、税額、事業内容等に関すること】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	山口県の広範囲に渡る山の管理を誰が担うのか…私たち県民は県の行政にお願いするしかありません。 その為にも県民税は必要だと思います。	森林の持つ多面的機能が持続的に発揮され、県民の皆様が将来にわたりその恩恵を享受できるよう、「やまぐち森林づくり県民税」第5期対策として、森林の再生に向けた取組を着実に進めてまいります。
2	森の間伐や放置竹林の管理など重要な問題がたくさんあると思いますが、次世代に繋げていく為にも、県民税の資金を有効に使って頂き、山口県の山を守っていただけたらと思います。	
3	国、県、市町、関係団体がそれぞれの役割に応じて森林整備に取り組んでいくことになりませんが、いずれにしても地元住民の要望を叶える形での取り組みをお願いいたします。	森林整備に当たっては、市町等と連携しながら、地域の実情やニーズを踏まえ、取組を進めてまいります。
4	基本として「県民税は従来通り継続」と認識しておりますが、当該税金で実施されている各事業実績は記述ありますが、当該税金が「県内の健全で豊かな森林づくりの一層の推進」の財源として十分なのか不足しているのか、当該対策（案）では不明確と感じます。「税金増額はせず、現在の財源規模を以って推進を進める」のであればその旨当該対策（案）に明示が必要と考えます。	第5期対策期間中の課税方式、対象者、税額はお示ししていますが、税収入等是不確定であるため、財源規模を明示することはできません。

5	<p>自然災害が多発する中、荒廃人工林の再生や繁茂竹林の整備などハード対策は災害防止、景観整備、保健休養など県民生活に欠くことのできないものであり、今後ともぜひ継続していただきたい。</p>	<p>第5期対策では、森林の活力再生に向け、荒廃森林の整備や繁茂竹林の伐採を継続するとともに、多様な主体による里山等の整備を推進してまいります。</p>
6	<p>森林の役割を理解され、行動される市民やボランティアの方々への支援も重要であり、これを支えるソフト対策も必要と考えます。</p>	<p>第5期対策では、県民参加の森林づくりの推進に向け、地域の里山活動団体の交流や広域的な森林づくり活動への支援、ボランティア人材の育成等を進めてまいります。</p>
7	<p>最近、散策した里山では、遊歩道や施設は地元住民の方々が県民税を活用して整備されたものでした。こうした取り組みが県内各地で行われ、地元住民はもとより県内外の利用者に喜ばれることこそ重要なことだと思いました。</p> <p>これからも県民の皆さんが喜ぶような使い方をお願いいたします。</p>	<p>第5期対策では、多様な主体による里山等の整備を推進することとしており、県民生活に身近な集落周辺の森林を、地域住民等が主体となり再生・保全する取組を支援してまいります。</p>

【パブリック・コメント等に関すること】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
8	<p>P1に「県民アンケート調査では、約9割の方が県民税事業の継続に理解を示され」との記述があり、他にも何か所か同様の記述ありましたが、P5「県民アンケート調査結果の概要」確認した所「[有効回答] 個人：439件（回答率：33%）、企業：498件（回答率：22%）」と、個人で1/3・企業で1/4以下の回答率、（山口県森林企画課ホームページ内の「令和6年度やまぐち森林づくり推進協議会第2回資料」で確認した所、個人は「郵送及びe・アンケートモニター」で実施。回答者は郵送359人、e・アンケート80人も回答率不明。）と、「個人・企業の半数以上がアンケートに答えていない」⇨「県民・県内企業の半数以上が当該施策に興味・関心がない」と言う事実を当該対策(案)に明示/記述追加が必要と考えます。</p> <p>前述明示/記述追加を行わないのであれば、「個人・企業の半数以上がアンケートに答えていない」⇨「県民・県内企業の半数以上が当該施策に興味・関心がない」と言う事実を重々御認識の上で「森林づくり」施策実施を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>御意見をいただいた、第5期対策（案）へのアンケート結果の明示、記述追加については、既にこれを公表していることから、改めでの明示等は考えておらず、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、アンケート調査の実施結果については、県民の皆様の御意見等を把握する上で、統計的に有意な回答数が得られたと考えています。</p>
9	<p>P5「県民アンケート調査結果の概要」では「設問は11問あり、うち2問を掲載」。「※全文は、山口県森林企画課ホームページ内の「令和6年度やまぐち森林づくり推進協議会第2回資料」に掲載」との事でしたので内容確認した所、設問4：「やまぐち森林づくり県民税」について 設問5：「やまぐち森林づくり県民税」の活用について上記2点、個人・企業ともに半数以上が「知らない」と回答しております。</p> <p>アンケート回答個人・企業であっても「やまぐち森林づくり県民税」について知ってる県民が半数以下、と言う事実を当該対策(案)に明示/記述追加が必要と考えます。</p> <p>前述明示/記述追加を行わないのであれば、「やまぐち森林づくり県民税」について知ってる県民が半数以下、と言う事実を重々御認識の上で「森林づくり」施策実施（特に県による森林づくり施策の通知教育広報）を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>御意見をいただいた、第5期対策（案）へのアンケート結果の明示、記述追加については、既にこれを公表していることから、改めでの明示等は考えておらず、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、森林の果たす役割の重要性や森林整備の必要性、これを支える県民税関連事業の取組の内容等について、より多くの県民の皆様に理解を深めていただくため、効果的な周知活動を行ってまいります。</p>

10	<p>アンケート＜設問7＞「荒廃したスギ・ヒノキ人工林の整備等の取組」で「3 継続しない方がよい」「4 わからない」との回答、比率は少ない（1割程度）ものの、設問7-2で具体的指摘がされております。これら具体的指摘を当該対策(案)に明示/記述追加が必要と考えます。</p> <p>前述明示/記述追加を行わないのであれば、これら具体的指摘を重々御認識の上で「森林づくり」施策実施を宜しく御願ひ致します。</p> <p>そもそも、アンケート結果全文（27頁ほど）を当該対策(案)に載せず、「概要」として設問2つの結果のみ掲載すること自体間違い・不適切と考えます。</p>	<p>御意見をいただいた、第5期対策（案）へのアンケート結果の明示、記述追加については、既にこれを公表していることから、改めての明示等は考えておらず、原案どおりとさせていただきます。</p>
11	<p>年代表記のほとんどが「元号のみ表記」であり、年代・年度の比較が困難となっております。「西暦元号併記」あるいは「西暦のみ表記」への表記統一を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>御意見を踏まえ、年代表記は「西暦元号併記」としました。</p>
12	<p>（県民アンケート調査結果）「※全文は、山口県森林企画課ホームページ内の「令和6年度やまぐち森林づくり推進協議会第2回資料」に掲載」とするのは不適切と感じます。全文の掲載、或いは最低でも県ホームページの意見募集ページに關係ページのリンク設定が必須と考えます。（今回は既に御対応出来ないと思われまゝ。次回以降御対応宜しく御願ひ致します。）</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>当該案件本文は11頁ほどですが、意見作成にはアンケート全文や第1回・第2回やまぐち森林づくり推進協議会の内容詳細確認も本来必要、と考えます。</p> <p>しかも同時期に別途複数の県パブリック・コメント（意見募集）が実施されており、一か月での資料内容確認・關係資料確認・意見作成は個人では困難と思われまゝ。</p> <p>また、幾つかの必要事項記載不足が見受けられます。意見募集期間の延長、あるいは修正（案）での再意見募集を求めまゝ。御対応御検討宜しく御願ひ致します。（パブリックコメント關係条例では、募集期間</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間については、本対策案作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>

	<p>を「1か月程度」とし、「1か月」断定はしていないはずです。）</p> <p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。（「県の条例に則って(1ヶ月の)実施としている」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。）</p>	
14	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います（記事の場合は把握している範囲内で御願致します）。（県広報誌には、毎号、「県ホームページでは随時県民から意見募集実施しております」といったパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。）</p> <p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリックコメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願います。（パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つ、とする方が明らかに県民の目に留まると思われれます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「適切に広報を実施した」とは言えないと感じます。）</p> <p>前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（令和6年12月29日の山口新聞、中国新聞）により、広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>

	<p>示願います。(意見募集結果(人数・件数)の明示)ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』(十分・不十分)を御明示願います。)</p>	
15	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体団体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。(骨子案作成時に実施済とは思いますが一応。)</p>	<p>第5期対策の策定に当たっては、県民アンケート調査をはじめ、学識経験者等で構成される「やまぐち森林づくり推進協議会」や、市町、関係団体から御意見をお聴きしています。</p>
16	<p>県は、県民の意見ではない「記帳」の人数(県民総数の1%)を一指標として数千万の県税金をつぎ込み行事を行っております。</p> <p>「パブリックコメント」＝「県民意見募集」について適切に御対応願ひします。</p>	<p>県民意見の募集については、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、適切に実施しています。</p>